

【第2章】福祉・保健・医療の充実

1 社会福祉（地域・高齢・障がい）

施策の展開方向

- 自助（一人ひとりの努力）、共助（相互扶助）、公助（公的サービスの提供）の連携を推進し、地域で安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画^①に基づき、介護予防を柱とした福祉・介護施策を推進します。
- 障害者基本計画^①に基づき、障がい者福祉施策を推進します。
- 新たに整備した市民交流プラザ「かたらい」を拠点として、福祉活動の充実を図ります。

主要施策

- 1 地域福祉計画^①の推進
 - ①行政・専門機関・地域における相談体制の充実
 - ②福祉サービス提供者の育成、地域ケア体制の整備、関係機関との情報共有
 - ③住民への協働意識の啓発による地域福祉力の向上
 - ④民生・児童委員活動の充実
- 2 社会福祉協議会[※]を拠点とした地域福祉活動の推進
 - ①福祉活動を支援するボランティアの登録推進と人材育成
 - ②住民への福祉活動の情報発信と理解促進
 - ③地域の福祉ニーズを支援するネットワークの構築と拠点機能の強化
- 3 高齢者保健福祉計画^①の推進
 - ①介護予防の推進
 - ②生活支援体制の充実
 - ③生きがいづくりの推進
 - ④地域ケア体制の整備
 - ⑤地域包括支援センター[※]の充実

■文中①マークは資料編個別計画の概要に、※マークは用語解説に説明あり。

4 介護保険事業の円滑な運営

5 障害福祉計画①の推進

- ①福祉施設入所者の地域生活への移行
- ②入院中の精神障がい者の地域生活への移行
- ③福祉施設から一般就労への移行
- ④地域生活支援拠点※等の整備

6 障害者支援相談員の体制機能強化

7 市民交流プラザ「かたらい」※の活用促進

- ①トレーニング機器の充実
- ②会議室等の予約方法および活用の利便性向上

目標を定めて5年間で集中して取り組む施策

(目標値年度は平成32年度)

	施策名	目標・指標等
2	社会福祉協議会※を拠点とした地域福祉活動の推進 ①福祉活動を支援するボランティアの登録推進と人材育成	ボランティアに関する情報発信や講座開催による人材確保
3	高齢者保健福祉計画①の推進 ①介護予防の推進 ③生きがいづくりの推進 ④地域ケア体制の整備	・介護予防や生きがいづくりを目的とした自主サークルの立ち上げ ・認知症サポーター※数3,000人
5	障害福祉計画①の推進 ③福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行 5人



市民交流プラザ「かたらい」

■文中①マークは資料編個別計画の概要に、※マークは用語解説に説明あり。

2 児童・子育て支援

施策の展開方向

- 子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てに関する支援の量・質の充実を図り、家庭や地域、職場をはじめ、社会全体で子育てを支える環境整備に努めます。
- 子どもの年齢や家庭の状況に応じた支援の選択ができるよう、多様な子育てサービスを確保します。
- 出産前の段階から乳幼児期、青少年期までの各ステージ（段階）に応じた子育て支援に関する情報を発信し、子育ての不安や孤立化の解消を図ります。
- 生活・養育・就業・経済等の総合的な支援のため、母子父子自立支援員の能力向上と関係機関とのネットワークを強化し、自立支援の推進に努めます。
- 安心して子どもを産み育てられるまちづくり実現のため、子育てを地域全体で担う活動への市民の参画・協働を目指します。
- 市民交流プラザ「かたらい」[※]の中に整備された、子育て支援センターでの子育て支援の充実を図ります。
- 次代の親となる若者や子どもたちが、結婚・出産・子育てへの夢や希望を持つよう、子育て世代との交流を推進します。



乳幼児相談



赤ちゃん登校日

■文中①マークは資料編個別計画の概要に、※マークは用語解説に説明あり。

主要施策

- 1 鹿島市子ども・子育て支援事業計画^①の推進
 - ①保育所・幼稚園・認定こども園※等の教育・保育提供体制の確保
 - ②教育・保育の質の向上と幼・保・小の連携強化
 - ③多様な保育ニーズに対応する子育てサービスの環境整備
 - ④児童虐待防止やひとり親家庭のための相談体制の充実、関係機関との連携および要保護者等対策地域協議会※の機能強化
 - ⑤ワーク・ライフ・バランス※実現に向けた企業支援や地域社会への啓発
- 2 子どもの医療費助成※による子育て世帯の経済的援助の充実
- 3 児童扶養手当や医療費助成などのひとり親家庭の経済的援助の充実
- 4 ひとり親家庭の親の職業能力向上のための訓練や資格取得のための支援
- 5 家庭相談員、母子父子自立支援員、DV※相談員等の相談体制の機能強化
- 6 DV対策基本計画^①の推進
- 7 子育て支援に関する地域資源の活用とマンパワーの育成
- 8 利用者支援事業による子育て世帯の個別ニーズの把握

目標を定めて5年間で集中して取り組む施策

(目標値年度は平成32年度)

	施策名	目標・指標等
1	鹿島市子ども・子育て支援計画の推進 ③多様な保育ニーズに対応する子育てサービスの環境整備 ⑤ワーク・ライフ・バランス※実現に向けた企業支援や地域社会への啓発	<ul style="list-style-type: none">・病後児保育の実施（市内1か所）・休日・夜間預かりの実施（市内1か所）・在宅保育への支援・子育てに関する理解促進のための広報活動や男性の積極的な育児参加を促す講座等の開催や啓発活動
7	子育て支援に対する地域資源の活用とマンパワーの育成	教育・保育施設以外における子育て支援従事者の人材育成と有資格者のボランティア登録推進
8	利用者支援事業による子育て世帯の個別ニーズの把握	専門支援員設置による相談窓口の集約と個別ニーズへの情報提供および利用に向けた支援

■文中①マークは資料編個別計画の概要に、※マークは用語解説に説明あり。

3 生活困窮者支援

施策の展開方向

- 生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援事業を積極的に活用し、相談支援体制の充実を図ります。また、生活保護制度に優先して行われる他のあらゆる社会保障制度の十分な活用を促進します。
- 民生委員などと連携を深め、相談者が抱えている問題に対して多面的な解決・援助に努めます。
- 生活保護世帯のうち、稼働能力のある世帯に対しては、関係機関と連携して就労意欲の向上と就労を促進し、自立支援に努めます。
- 被保護者が健康で文化的な生活水準を維持できるよう、生きがい対策や健康づくりを推進します。

主要施策

- 1 各種社会保障制度の理解と十分な活用
- 2 生活困窮者自立支援事業を活用し、関係機関との連携による相談体制の充実
- 3 ハローワーク、社会福祉協議会※、民生委員などの関係機関との連携により、生活困窮者に対する就労促進と自立支援
- 4 稼働能力のある被保護者に対する就労促進と自立支援

目標を定めて5年間で集中して取り組む施策

(目標値年度は平成32年度)

	施策名	目標・指標等
2	生活困窮者自立支援事業を活用し、関係機関との連携による相談体制の充実	相談件数 10件／月
3	ハローワーク、社会福祉協議会※、民生委員などの関係機関との連携により、生活困窮者に対する就労促進と自立支援	就労実績 3件／年
4	稼働能力のある被保護者に対する就労促進と自立支援	自立実績 2件／年

■文中①マークは資料編個別計画の概要に、※マークは用語解説に説明あり。

4 保健・医療

施策の展開方向

- 健康寿命を延ばし、元気にいきいきとした生活が送れるよう、健康の保持増進や疾病の予防のための取り組みを推進します。
- 個々の健康レベルに応じた、身体と心の健康づくりや生活習慣病をはじめとする疾病予防の取り組みに努めます。
- 健康で安心して心豊かに生活できる社会の実現を目指し、保健・医療・福祉・教育の諸施策の連携強化に努めます。
- 休日こどもクリニックや在宅当番医などの運営による救急医療体制の充実に努めます。
- 医療保険の健全運営のため、特定健診などの実施や予防事業・早期受診の勧奨などの取り組みにより被保険者の健康向上を図り、医療費の適正化および国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率向上に努めます。
- 国民健康保険の広域化（県単位）に向けて、県や他市町と連携を図りながら、業務体制を構築し、制度の周知に取り組みます。



歯科検診



幼児食教室

■文中①マークは資料編個別計画の概要に、※マークは用語解説に説明あり。

主要施策

- 1 健康づくり・疾病予防対策の充実
- 2 母子保健サービスの充実
- 3 食育推進基本計画に基づく食育事業の推進
- 4 新型インフルエンザなどの感染症対策の充実
- 5 休日や時間外診療など安心して受けられる医療体制の充実
- 6 福祉・医療・関係機関との連携強化
- 7 国民健康保険被保険者の生活習慣病予防のための特定健診※・特定保健指導※の推進
- 8 国民健康保険の広域化（県単位）に向けた業務体制の構築と広報活動の強化
- 9 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率向上
- 10 年金制度の広報活動と相談窓口の充実

目標を定めて5年間で集中して取り組む施策

(目標値年度は平成32年度)

施策名		目標・指標等
1	健康づくり・疾病予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診の受診者数 5年間で250人増 ・肝炎ウィルス検診の受診者数 5年間で2,500人増
2	母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・若年妊娠婦など養育支援の必要な家庭への訪問強化 ・不妊治療への支援
7	国民健康保険被保険者の生活習慣病予防のための特定健診※・特定保健指導※の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診※受診率 60.0% ・特定保健指導※実施率 60.0%

■文中①マークは資料編個別計画の概要に、※マークは用語解説に説明あり。